

## 棒状つえの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣制定承認	61産第3178号	1986年 6月28日
通商産業大臣改正	7産第3367号	1996年 1月18日
財団法人製品安全協会改正	18安全業第130号	2007年 1月12日

序文

この認定基準及び基準確認方法は、財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続きを経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。

この認定基準及び基準確認方法は、適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

財団法人製品安全協会は、この認定基準及び基準確認方法の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

財団法人製品安全協会の許可なしに、この認定基準及び基準確認方法の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

福祉用具（棒状つえ）専門部会 専門委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属
(部会長)	徳田 哲男	埼玉県立大学
	上田 表	ピップフジモト 株式会社
	梅原 成亮	SGSジャパン 株式会社
	大谷 伸一	財団法人 日本文化用品安全試験所
	大野 裕幸	株式会社 マキテック
	喜瀬 博之	フランスベッドメディカルサービス 株式会社
	北沢 俊二	長野県工業技術総合センター
	北原 一	株式会社 イトーヨーカ堂
	小林 肇	独立行政法人 産業技術総合研究所
	佐伯 美智子	財団法人 日本消費者協会
	佐藤 順子	女子栄養大学
	佐藤 四郎	防衛大学校 名誉教授
	佐藤 達夫	株式会社 シナノ
	島 龍彦	株式会社 島製作所
	清水 壮一	社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会
	田中 均	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 生活・福祉技術センター 人間福祉技術課
	橋本 洋平	那須脳神経外科病院
	南部 純一	株式会社 三越
	山本 一	東洋精工 株式会社
(関係者)	金子 昇平	経済産業省サービス産業課医療・福祉機器産業室
(関係者)	北島 栄二	厚生労働省老健局振興課
(関係者)	高木 憲司	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
(関係者)	渡邊 宏	経済産業省商務情報政策局製品安全課

(事務局)

## 棒状つえの認定基準及び基準確認方法

### Approval Standard and Standard Confirmation Method of Walking Sticks

#### 1 基準の目的

この基準は、検討当時における既存の事故やクレーム等を基礎として、意図される使用と合理的に予見される誤使用を考慮し、作成された棒状つえの安全性品質及び誤使用防止のための表示の規格である。

なお、ここでいう安全性品質とは、高齢者等が正常に使用する範囲内で、傷害の可能性を最小限にすることを目的とした当該基準に示される要件をいう。

#### 2 適用範囲

この基準は、主として高齢者が日常生活において使用する棒状つえ（以下、「つえ」という。）について適用する。ただし、松葉づえ、多脚（多点）づえ、盲人安全つえ、トレッキングポール等は除く。

#### 3 形式分類

つえの形式は、次のとおりとする。なお、以下の形式の併用の場合も認められる。

- 1本つえ : 支柱部の調節及び折り畳みができないつえ。
- 調節式つえ : 支柱部をスライドさせ、金属製ピンを支柱の穴にかん合するなどして、長さを調節する構造のつえ。（組立式は含まない。）
- 折り畳み式つえ : 支柱部にゴムロープ等が内蔵されており、折り畳みが可能な構造のつえ。（組立式は含まない。）

#### 4 安全性品質

棒状つえの安全性品質は、次のとおりとする。

表 1

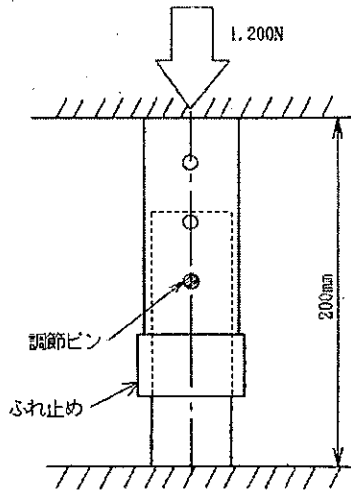
項目	認定基準	基準確認方法
1 外観、構造及び寸法	1 つえの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。  (1) 仕上げは良好であり、使用時に身体に傷害を与えるおそれがあるばり、先鋭部等がないこと。	1 (1) 目視、触感等により確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 各部の組付けは、堅ろうであり、使用上支障のあるゆるみ、変形等がないこと。</p> <p>(4) 表面にめっき、塗装等が施されているものにあっては、剥がれ、素地の露出及び著しいむらがないこと。</p> <p>(5) 接地部には、安定、床の保護及び滑り防止のため、使用中容易に外れないつえ先ゴムが取り付けられており、支柱の先端とつえ先ゴムとの間には、金属製座金が装着されていること。</p> <p>(6) つえ先ゴムの接地面は、床等に吸着しない構造であること。</p> <p>(7) 調節式つえにあっては、つえ長さを容易に調節でき、調節可能な範囲内で確実に固定できること。</p>	<p>(2) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(3) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(5) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(6) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(7) 操作等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(8) 折り畳み式つえにあつては、支柱を容易に折り畳みでき、ゴムロープ等は使用中容易に支柱が離脱しない張力等で固定できること。</p> <p>(9) 折り畳み式つえにゴムロープを使用するものにあつては、ゴムロープは形状の同一なひも状のゴムが複数本束ねたもので構成され、外郭を布や樹脂等で被覆していること。</p> <p>(10) 握りは、握りやすい形状であり、投影長さは、100mm 以上150mm 以下であること。</p> <p>(11) つえ先ゴムの接地部側の最大径は 25mm 以上であること。</p>	<p>(8) 触感、操作等により確認すること。</p> <p>(9) ゴムロープを切断し、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(10) 握りやすさは目視及び触感により確認し、投影長さは図1に示すように、寸法<math>l</math>をスケール等により測定して確認すること。</p> <div data-bbox="890 1272 1284 1550" style="text-align: center;"> </div> <p>図1 握りの投影長さ</p> <p>(11) 図2に示すように、接地面側の最大径又は大きさをスケール等により測定して確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2 強度</p>	<p>(12) 金属製座金の下のつえ先ゴムの厚さは、接地面の溝又は突きを除き、6mm 以上であること。</p> <p>2 つえの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 握りの支柱との取付け強度試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。なお、握りと支柱が一体式のものにあってはこの限りでない。</p>	<div data-bbox="845 347 1252 616" data-label="Image"> </div> <p>図2 つえ先ゴムの接地面の大きさ</p> <p>(12) つえ先ゴムを縦方向に切断し、スケール等により測定して確認すること。</p> <p>2 (1) 図3に示すように、握り部を保持し、取付部から300mmの位置に130Nの力を支柱に対し直角方向に1分間加えた後、目視、触感等により確認すること。</p> <div data-bbox="813 1411 1324 1624" data-label="Image"> </div> <p>図3 握りの支柱との取付け強度試験 (ピン位置や木片の使用は例)</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 圧縮試験を行ったとき、最大たわみは17mm未滿、残留たわみは1mm未滿であり、かつ、破損、亀裂、がた及び使用上支障のある異状がないこと。</p>	<p>(2) 図4に示すように、握りの支柱軸部から50mmの箇所に鉛直荷重を加える。初荷重10Nを加えた状態で、支柱長さの中央位置をたわみ量計測の起点とする。</p> <p>次に、試験機によって15mm/min ± 5 mm/min の速度で徐々に圧縮力を加え、400Nまで加え、この状態で1分間保持した後、最大たわみをダイヤルゲージ等で計測して確認する。次に、荷重を10Nまで取り除き、この状態で1分間保持した後、残留たわみを同様の方法で計測する。この過程及び荷重を完全に取り除いた後も、つえの各部に破損等がないことを目視、触感等により確認すること。</p> <p>なお、つえ先ゴムは外した状態とし、調節式つえにあっては、最大長さにした状態で試験を行うものとする。</p> <div data-bbox="997 1198 1189 1937" data-label="Diagram"> </div> <p>図4 圧縮試験</p>

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(3) 支柱間に組付部を有するものにおいては、組付部圧縮試験を行ったとき、組付部に破損、外れ及び使用上支障がある変形がないこと。</p>	<p>(3) 支柱間の組付部から長さ200mmの試験片を採取し、軸方向に1200Nの圧縮荷重を1分間加えた後、目視、触感等により確認すること。</p>  <p>図5 組付部圧縮試験 (図の組付形式は例)</p>
<p>3 摩擦抵抗</p>	<p>3 つえ先ゴムは、摩擦抵抗試験を行ったとき、4Nの引張力で滑りが発生しないこと。</p>	<p>3 図6に示すように、つえ先ゴムを鉛直に平滑な試験板（ステンレス鋼板）上に保持し、重錘等によって、つえ先ゴムに10Nの力が上方から加わるようにする。この状態で、試験板及び駆動方向の水平力を計測する荷重計部を固定したステージに静かに水平方向に力を加え、つえ先ゴムが滑り始める力を荷重計により計測して確認すること。</p> <p>なお、平滑とはJIS G4305冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯(2005)の7.表面仕上げに規定されるNo.2Bと同等以上の表面仕上げとする。</p> <p>確認は試験成績書によるものとする。</p>



項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
<p>4 材料</p>	<p>4 つえの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 支柱にアルミニウム合金を使用しているものにおいては、JIS H4080アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管(2006)、又は、JIS H4100アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材(2006)に規定するもの若しくはこれと同等以上の品質を有するものであること。</p> <p>(2) 握り又は支柱に木材を使用しているものにおいては、木材の含水率が15%以下であること。</p>	<div data-bbox="845 347 1316 784" data-label="Diagram"> </div> <p>図 6 摩擦抵抗試験</p> <p>4 (1) 規格値に適合していることを材料明細書により確認すること。</p> <p>(2) 電氣的測定方法等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
5 付属品	<p>(3) つえ先ゴムの硬度は、タイプAデュロメータによる硬さが50以上70以下であること。</p> <p>5 つえ先ゴムが付属されているものにあつては、製品に取り付けられているつえ先ゴムと同等以上の性能を有するものであること。</p>	<p>(3) JIS K6253加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの硬さ試験方法(1997)に規定されるタイプAデュロメータにより確認すること。</p> <p>5 目視、触感等により確認すること。</p>

5 表示及び取扱説明書安全性品質

つえの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

表 2

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1 表示	<p>1 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。ただし、(3)にあつては、下げ札等によって購入時に確実にわかるものであること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) つえの全長 ただし、調節式つえにあつては、最長及び最短長さ。</p>	<p>1 必要事項の有無は目視により確認し、表示の消えにくさは触感等により確認すること。</p> <p>なお、販売時、購入時及び使用時のために、下記の旨の情報提供が付記されていること。</p> <p>「棒状つえは、つえ無しで自立歩行できる人がより安定して歩行できるよう補助的に使用するものです。</p> <p>次のような場合の使用には適しません（体重をかけすぎたりすると、かえって肩や手を痛めることもあるからです。）。また、購入時はそうではなくても、次のような状態になった場合の使用も停止すべきです。</p> <p>①つえなしでは歩行できない者の使用（手すりに伝わらなければ歩行できない者や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない者の使用が含まれます。）</p> <p>②リハビリ中などのように、体重の一部を支えないと歩行できない者。ただし、医師などの指導のもとでの使用は含みません。」</p>
2 取扱説明書	<p>2 製品には、次に示す主旨の事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう大きな文字で明示し、(3)は図</p>	<p>2 専門用語、略字、あて字等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</p> <p>(1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認知しやすいものであることを確認すること。</p> <p>(5)については、安全警告標識を併記し、文字の大きさ（縦寸法）は 2.8 mm</p>

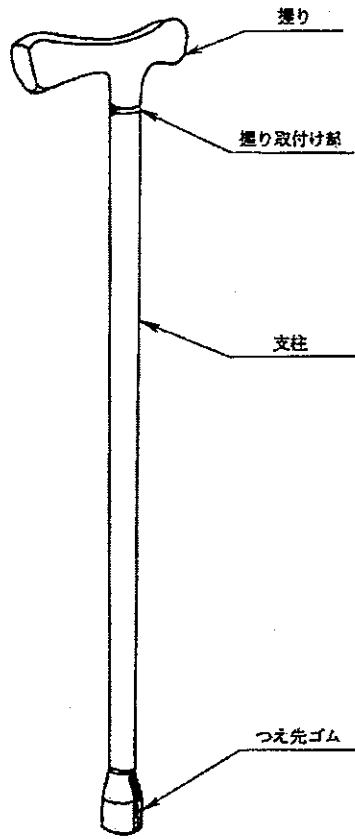
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>を併記すること。また、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(5)につ<del>△</del>ては、安全警告標識(!)等を併記するなどしてより認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。</p> <p>(2) つえの諸元 全長、質量、材質等</p> <p>(3) つえ長さについて つえの先を足先の前外方20cmにおき、肘は30°～40°屈曲した位置にくるようにつえをつく状態が、つえ長さの目安である旨。(下図参照)</p>  <p>参考図 つえの長さ</p>	<p>以上であることをスケール等により測定して確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) 調節方法  ただし、1本つえは除く。</p> <p>(5) 使用上の注意</p> <p>a) 身体に合ったつえを選ぶこと。(上述1表示の基準確認方法に示される身体状態、長さ、握りやすさ、重さなどによる旨)</p> <p>b) 使用前に各部を点検した後、使用すること。</p> <p>c) つえ先ゴムが摩耗してきたり、劣化して外れやすくなったりした場合は、早めに取り替えること。</p> <p>d) 使用中も含め、支柱の継ぎ目や長さ調節部が確実に固定されたことを確認して使用すること。  ただし、1本つえは除く。</p> <p>e) 折り畳み式つえにあつては、ゴムロープにゆるみ、損傷等の異状があるときは製造メーカー等に相談すること。</p> <p>f) 濡れた又は凍った路面は滑りやすいため、</p>	

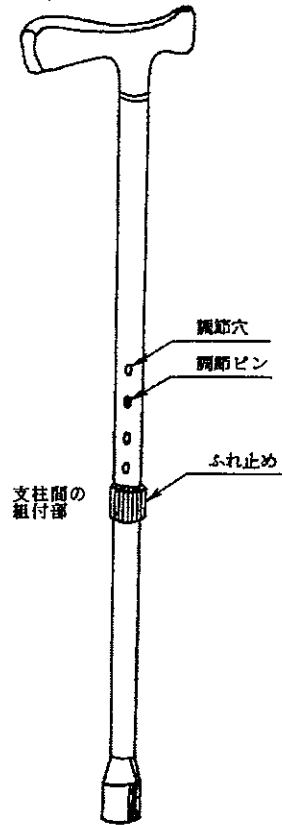
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>注意すること。</p> <p>g) 道路の側溝の溝や凹みがある箇所では、つえ先がはまり込む場合があるため、十分注意すること。</p> <p>(6) 用途以外（例えば、登山用、トレッキングポール、護身用など）には使用しないこと。</p> <p>(7) 使用後及び保管方法</p> <p>a) 折り畳み式つえにあつては、高温の場所（例えば、ストーブの前、夏場の自動車内の放置など）はゴムロープが劣化しやすくなるため、避けること。</p> <p>また、低温の場所（例えば、寒冷地など）では折り畳んだ状態から、すぐにゴムロープの弾性が回復しないことがあるので、注意すること。</p> <p>b) その他の使用後及び保管方法についての注意。</p> <p>(8) S G マーク制度は、つえの欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である旨。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	(9) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号	

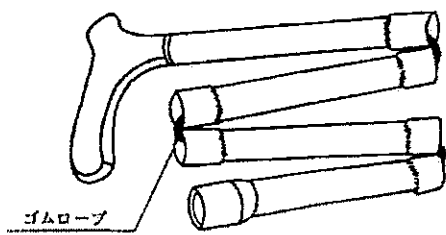
附図



附図1 1本つえ



附図2 調節式つえ



附図3 折り畳み式つえ